

第26回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和5年8月4日(金) 14時30分～16時05分

2. 場所 黒部市役所4階 第2委員会室

3. 出席委員 22名

農業委員 12名

1番 中野 貴代美	2番 山本 隆淑	3番 山本 隆	4番 高村 茂良
6番 能澤 喬之	7番 岩井 竹志	9番 大坪 敏郎	10番 宮崎 誠一
11番 松岡 高生	12番 中島 淨	13番 佐々木 智	14番 中坂 稔

農地利用最適化推進委員 12名

川端 数美	千代 眞次	高野 隆司	稲澤 一彦
寺崎 俊弘	氷見 康弘	臼田 清嗣	松島 進
前田 優	山本 秀治	山本 勝	中 康史

4. 欠席委員 3名

5番 橋本 喜洋、8番 船屋 裕子、米陀 助一

5. 農業委員会事務局 3名

事務局長 平野 孝英
係長 小森 亘
主任 中陳 栄
主任 紙谷 泰史

6. 議事 (1) 議案第88号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第89号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

(3) 議案第90号 農地法第5条第1項の許可に係る事業計画変更申請に対する意見について

(4) 議案第91号 令和5年度黒部市農用地利用集積計画の決定について

7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。ただ今から第26回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、山本職務代理からあいさつがあります。

職務代理：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

職務代理：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。中野 貴代美委員、山本 隆委員の両委員を指名します。

本日の総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。橋本 喜洋委員、船屋 裕子委員、米陀 助一推進委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。それでは、議事に入ります。議案第 88 号 農地法第 3 条第 1 項の許可による許可申請について審議を行います。事務局より説明願います。

◎議案第 88 号

事務局：農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。資料のページをご覧ください。今回の案件は 3 件あります。

〈1 番〉 大布施地区 植木 17 番 5 地目：田の 330 m²について。

譲受人：黒部市植木 ○○さん、黒部市三日市 ○○さん、2 名の共同申請です。

譲渡人：下新川郡朝日町泊 ○○さんからの所有権移転であります。理由は売買です。

譲受人は、今回の申請地において、これまで畑作をしておりました。この度、職場の定年を契機にじっくりと野菜作りに取り組みたいとの意向により所有権を取得することとなりました。譲渡人は朝日町に在住であり、89 歳を迎えることや、今後の管理等を考慮し、譲渡に合意しております。

申請にあたって添付された営農計画書にはじゃがいも、玉ねぎ、きゅうり、ダイコンなどの作付けを計画しており、将来は KOKO くらべへの出荷も検討しております。

関係者の同意や今後の営農に関して、有効的な活用が見込まれるため、申請あたって問題はないと判断します。

〈2 番〉 大布施地区 沓掛字道下割 940 番外 1 筆 地目：田の 2 筆 計 52 m²について。

譲受人：黒部市沓掛 ○○さんへ、

譲渡人：黒部市沓掛 ○○さんからの所有権移転です。理由は売買です。

譲受人は、沓掛を中心に 1 町ほど水稻をしており、近年はこれまでの経験を生かし「富富富」の作付けに取り組むなど積極的に農業に取り組んでいます。その傍らで、これまで自宅の裏庭の一部の 10 坪ほどで家庭菜園を行い、トマトやネギを小規模に耕作しております。その裏庭の土地の所有権について、譲渡人名義であったため、移転のため今回申請がありました。今後も引き続き、農業に供されると見込まれるため許可相当と判断します。

また、補足事項になりますが、地図に青字で記載しましたとおり、譲受人と譲渡人は該当の農地の隣接居住者の関係でもあります。

以上、計 2 件 3 筆 382 m²であります。事務局からは以上です。

職務代理：それでは、議案第 88 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について審議を行います。1 番・2 番の案件について、大布施地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

職務代理：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

各委員：異議なし。

職務代理：異議なしとのことですので、議案第 88 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可することに決定します。

続きまして、議案第 89 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、議案第 90 号 農地法第 5 条第 1 項の許可に係る事業計画変更申請に対する意見について、以上 2 議案について審議を行います。事務局より説明願います。

◎議案第 89 号

事務局：議案第 89 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、5 件ございます。5 ページをご覧ください。

〈1 番〉 生地地区 轟下 37 番 1 地目：田 現況：田の 1 筆 478 m²について。

譲受人 黒部市轟下 ○○さん へ

譲渡人 千葉県浦安市高洲五丁目 ○○さんからの所有権移転であり、転用目的は一般住宅敷地です。農振除外からの案件です。

申請人家族は妻と娘 1 人の 3 人でアパートに暮らしています。今般、子育てのため手狭となってきたアパートを退去し、黒部市内に住宅を建築したいとのことから、大伯父にあたる譲渡人所有の農地を転用申請することとなりました。

申請地には隣接して住居が並んでおり、また申請地は現在休耕中であるため周囲の農地に影響がないこと、前面道路に上下水道が整備された道路であり、かつ周囲 500m 以内に教育施設と医療施設（清明中学校、朝日歯科クリニック）がある農地に該当するため、転用許可基準において原則許可となる 3 種農地にあてはまります。

申請地には木造 2 階建てのインナーガレージタイプの住宅を建築予定です。

〈2 番〉 石田地区 岡 134 番 1 地目：田 現況：田の 1 筆 892 m²について。

譲受人 黒部市石田新 ○○さん へ

譲渡人 京都府城陽市寺田新池 ○○さん からの所有権移転であり、転用目的は共同住宅敷地です。

申請地周辺は住宅地となっており、向かいには石田小学校、東へ 100m 先の石田公民館北側には現在建設中の石田こども園があり、1.5km 圏内には黒部市街やプラント黒部店など住環境が揃っている立地です。また富山地方鉄道電鉄石田駅や国道 8 号バイパス、県道魚津生地入善線へ出やすい交通の便がよい立地であることもあり、共同住宅の要望が多い地域ではありますが、現状は不足している状態です。譲渡人が県外に在住ということもあり、また申請地が住宅地に囲まれた休耕地であることから、今回譲受人が共同住宅敷地して転用申請しました。

申請地には 10 世帯の共同住宅棟 1 棟と駐車場 17 台分を整備する予定です。

〈3番〉 三日市地区 三日市字栄町 4034 番 2 外 1 筆 地目：田 現況：雑種地の 2 筆 計 296 m²について

譲受人 黒部市牧野 ○○さん、○○さん へ

譲渡人 黒部市岡 ○○さんからの使用貸借権設定であり、転用目的は住宅敷地です。なお、この案件につきましては、議案第 90 号 農地法第 5 条第 1 項の許可に係る事業計画変更申請の 1 番の案件と関連がありますので後ほど併せて説明させていただきます。

〈4番〉 若栗地区 若栗 957 番 1 地目：田 現況：田の 1 筆 1,242 m²について。

譲受人 黒部市三日市 ○○へ

譲渡人 黒部市若栗 ○○からの所有権移転であり、転用目的は土砂置場です。

譲受人は、土地造成し、販売をメインとする不動産会社です。これまで、農地を取得して造成する時は、耕作土を取り除いて業者に代金を支払って処分しておりましたが、近年は造園業者や建設業者から耕作土を購入したい旨の申し出が多く、周辺の土木業者からの要望もあり耕作土を本申請地に販売目的で置いておく土砂置場として申請されました。

譲渡人は昭和 44 年から土砂採取や運搬、土木建築請負業など行っており、譲受人はその関連会社でありました。その後、平成 23 年に譲渡人の破産手続きが行われ、現在は清算人弁護士により債務の弁済などが行われております。本申請地は、譲渡人が昭和 48 年に資材置場として転用許可を受け、その後昭和 53 年に土地改良法による換地処分によって現在の場所となりましたが、その後資材置場として転用されることなく、会社も破産となり今日に至っております。

以前にもご説明しましたが、農地の状態で転用計画を実行せずに許可を受けた方が亡くなった場合は、その転用許可の効力は相続されず消滅となり、その場所で宅地など転用をする場合は、改めて転用申請する必要があります。今回の場合も、転用許可を受けたものが法人であります。既に破産となっていることから過去の転用許可となった効力は消滅され、新たに転用申請を必要とするケースに該当します。

なお、本日欠席の地区農業委員より、過去に申請地が転用許可となっていることや提出された転用申請書類において必要な同意や意見書が書類添付されておりますが、周囲の農地が 10ha 以上の 1 種農地に該当となるため、周囲の農地等への被害防除対策をしっかりとっていただくようにとの意見がありました。

〈5番〉 前沢地区 申請地：前沢字堂田西 2224 番 地目：田 現況：田の 1 筆 581 m²について。

譲受人 黒部市前沢 ○○へ

譲渡人 黒部市前沢 ○○さんからの所有権移転であり、転用目的は自動車修理工場です。農振除外からの案件です。

譲受人は前沢地区にて自動車の整備・修理・販売・リース業を営んでいます。平成 29 年 6 月に、本申請地に隣接する 2214 番外 6 筆を工場兼駐車場用地として転用許可を受けましたが、その後、県の黒瀬川河川改修工事及び県道の改良工事に伴う既存地と転用計画用地の一部が収用されることとなりました。その用地の代替地として、また、

道路運送車両法の改正において衝突被害軽減ブレーキの大型車への導入が義務化されたことにより、当該装置の検査・修理にも対応できる一定の規模を備えた整備工場が必要となったこともあり、その工場を建築するため申請されました。

以上、5件 6筆 3,489㎡です。

◎議案第90号

次に、議案第90号 農地法第5条第1項の許可に係る事業計画変更申請に対する意見についてですが、1件ございます。7ページをご覧ください。

〈1番〉 三日市地区 申請地：栄町4034番2外1筆 地目：田 現況：雑種地の2筆296㎡について。

承継者 黒部市牧野 ○○さん、○○さん へ

当初計画者 黒部市岡 ○○さん からの使用貸借権設定であり、転用目的は住宅敷地です。

譲受人は牧野地内のアパートにて夫婦と子供の3人暮らしです。子供が昨年生まれたこともあり、現在のアパートが手狭になってきたことから、譲渡人である祖母が所有する本申請地に家を建てることとしました。

申請地は、平成10年に譲渡人が農地転用許可を受けて取得した土地であります。当時は分譲地の一画として、いずれ子や孫が家を建てられる土地として購入しておいたという認識でございました。今回譲受人が申請地で宅地を建てることとなり調査したところ、地目は農地のままであり、当初転用許可をした転用計画と変更となることから、今回、事業計画変更申請と農地法第5条による転用許可申請を提出することとなりました。なお、これまでの経緯もあり、申請書には始末書も併せて添付されております。申請地には2階建ての木造住宅とカーポートを建築予定です。

以上、1件 2筆 296㎡です。

議案の詳細につきましては、A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。事務局からは以上です。

職務代理：それでは、議案第89号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議します。

1番の案件について、生地地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

職務代理：次に、2番の案件について、石田地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

職務代理：次に、3番の案件について、三日市地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

職務代理：次に、4番の案件について、若栗地区の委員が欠席でありますので、事務局の説明のとおりであります。

職務代理：次に、5番の案件について、前沢地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

職務代理：地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各委員：異議なし。

職務代理：異議なしとのことですので、議案第89号 農地法第5条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第90号 農地法第5条第1項の許可にかかる事業計画変更申請に対する意見について審議を行います。

1番の案件について、先ほどの議案第89号 農地法第5条第1項の規定による別紙申請3番の案件と関連がありまして、地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各委員：異議なし。

職務代理：異議なしとのことですので、議案第90号 農地法第5条第1項の許可に係る事業計画変更申請について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第91号 令和5年度 黒部市農用地利用集積計画について審議いたします。本議案については、当委員会の〇〇委員に関することが含まれていますので農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、委員の退席を命じます。

(委員退席)

事務局より説明願います。

◎議案第87号

事務局：議案第91号、農用地利用集積計画について説明させていただきます。10ページをご覧ください。

今回提出させていただきますのは、令和5年6月21日から令和5年7月20日までに受付しました利用権設定についてであります。

期間別、利用権設定面積でございますが、今回は、新規6年未満0㎡、新規6年以上25,536㎡、再設定6年未満が11,797㎡、再設定6年以上が888㎡でございます。

12ページをご覧ください。地区別の利用権設定一覧表です。

下立地区	3件	12,685㎡
浦山地区	3件	25,536㎡

総件数は6件で、利用権設定面積は38,221㎡となっております。

13ページをご覧ください。合意解約地区別一覧表です。今回はありませんでした。

14ページをご覧ください。今回の利用権設定率ですが、合計面積1,089万0,001㎡を2,514万5,699㎡で割りますと、43.3%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積212万2,738㎡を2,514万5,699㎡で割りますと、設定率8.4%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、15ページ以降に記載されておりますので、ご一読ください。農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上です。

職務代理：事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。

何かご意見ございませんか。

各委員：異議なし。

職務代理：異議なしとのことですので、議案第91号 令和5年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。

ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。

(委員入室)

これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

職務代理：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(16時05分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名委員

1 番

3 番
